

# ほっとニュース

第36号

連日厳しい暑さが続いています。皆様、体調など崩しておられませんでしょうか。やはりこう毎日暑いとこたえますよね。適度に休んで(そんな悠長な・・・)夏を乗り切りましょう。

夏、8月、熱い、といえばやはり甲子園でしょう。今年もここ西宮市で全国高校野球選手権大会が行なわれました。日頃野球に興味はなくても、なんとなく地元校の行方が気になりますよね。今年は特に決勝戦が再試合となるなど、暑さに負けない熱戦続きでした。思い起こせば、私にもあった華の女子高生のころ、実は甲子園に出場したことがあるのです。といっても選手としてではなくて、選手の入場行進曲を演奏するブラスバンド部隊として、です。炎天下のなか、楽器を吹きながら選手を先導して入場し、開会式のあいだ中、重い楽器をぶら下げたまま立ちっぱなし、という過酷なもので、途中で倒れる生徒が続出しました。プラカード嬢は担当校の選手と仲良くしていたようですが、ブラスバンド部隊にはそんな特典はなくて、ただ、甲子園名物具のないカレーを食べただけはよく覚えています。今頃思い出してひがんでも仕方ありませんね。高校球児のみなさん、応援の方々、お疲れ様でした。

さて前月号では仙台での研修についてご報告をしましたが、その研修第2弾としまして、今度は岐阜県多治見市にあります「東濃成年後見センター」に行ってお話を聞いて参りました。他の頑張っておられる方々と交流するととても刺激になり、深く反省 新たなやる気、とPASネットも意欲も高まってきています。「東濃成年後見センター」の研修報告もまた行いたいと思います。今後ともPASネットをよろしくお願いします。

## 1、権利擁護事例検討会の報告

今年度の事例検討会は通年のテーマを「法律と福祉の連携」としまして、PASネットが実際に関わった成年後見制度における複数後見の実践事例を紹介し、法的な側面、福祉的な側面それぞれのアプローチの仕方や両者の連携の方法について、具体的な検討を行っていきたいと考えております。

第4回目となりました7月は、「権利擁護における協働実践の検証～その4～」と題し、

2つの事例を検討しました。

ひとつめの事例は知的障害のあるご夫婦それぞれに社会福祉士の後見人がついている事例でした。複数後見ではありませんが、ご夫婦ということから後見人のほうも個別の関わりということではなくて、まるごとおふたりの生活を支援しているという事例でした。ご夫婦の収入は、ふたりの障害年金と作業所の工賃をあわせたもので、決して多いとは言えない額なのですが、上手にやりくりをして生活費を賄い、遊興費も出し、さらには貯金までしておられるということで、こちらが見習いたいぐらいでした。後見人の法的な支援としては、住居の名義変更や保険の契約の同意など、福祉的支援としては、おふたりの日々の相談にのったり、食事会やカラオケを通じての交流、また支援者間で情報を共有し、1～3ヶ月に一度は支援会議を開催しています。

ふたつめの事例は弁護士と社会福祉士の複数後見事例で、ご本人は37歳の知的障害をお持ちの女性の方でした。親族から虐待を受けて緊急保護され、その保護先の施設で1ヶ月31日連続ショートステイ、という形で生活をされているのですが、地域での自立生活に向けて施設側と後見人との話し合いが続けられているというものでした。法的支援としては緊急保護実施の手続き、また今後はアパートの契約等があります。福祉的支援としては、月一度の支援者会議、またご本人と食事する機会をもったり、独り暮らしに向けての生活トレーニングを行ったりしています。

今回のサブテーマは「知的障害者の自立生活支援」ということで、ひとつめは既に自立生活を送っている事例、ふたつめはこれから自立生活に移行する事例でした。地域で生活していくなかで、誰にでもリスクはあります。災害や事故に巻き込まれたり、あるいは自身の判断能力の低下により消費者被害などに遭うことも考えられます。ただ、障害のある方の場合、そのリスクは相対的に高くなり、だからこそそのリスクを補う支援やサービスが必要となります。ときに後見人にはリスクをマネジメントし、生活をコントロールしていく力量が必要です。ただそれは後見人ひとりの力では到底なせるものではなくて、やはりフォーマル、インフォーマルを含めてたくさんの支援者の下支えがあってこそのもので、地域生活に移行する際にもエネルギーが要りますが、それを継続させていくのにもエネルギーが要ります。力わざの支援が必要なときもあれば、逃げ道を作ったほうがよい場合もあり、一筋縄ではいかないところが難しいところではありますが、PASネットの支援もご本人の自立生活を支えるたくさんの下支えのひとつでありたいと思っています。

この事例検討会はPASネットの会員であれば誰でも無料で参加できますし、会員でない方も当日にPASネットの会員にご登録いただければ参加できます。また一度見学してみたい、テーマによっては参加してみたいという方は、参加費二千元をお支払いいただければ参加できますので、ご関心のある方は是非ご参加ください。

< P A S ネット月例事例検討会 >

9月26日(火) 18:30~20:30

テーマ 法的支援と福祉的支援

~ 成年後見制度における複数後見の実践事例 その6 ~

「生活の維持・見守り、適正な財産管理 精神障害者編」

報告者 上田 晴男 ( P A S ネット 社会福祉士 )

場所は西宮市総合福祉センター内です。

## 2、第7回ネットワーク会議のお知らせ

9月9日(土) 13:30から西宮市総合福祉センターにて第7回ネットワーク会議を開催いたします。このネットワーク会議は弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門職を対象とした会議で、権利擁護に関わるテーマを検討し、ディスカッションをしつつ連携を深めています。

今回のテーマは「各地に広がる権利擁護の活動」です。三重県の「伊賀地域福祉後見サポートセンター」と大津市「あさがお」の方をゲストとしてお招きし、権利擁護活動の実践の様子や地域のなかでのネットワーク形成についてご紹介いただく予定です。加えて先に訪問した宮城県仙台市にあります福祉オンブズネット「エール」、および岐阜県「東濃成年後見センター」(多治見市、土岐市、瑞浪市の三市による合同設置)の研修報告も行いたいと思います。また、当日は徳島県の権利擁護グループ「ホップス」も参加されますので、地域を越えた連携についても検討しつつ交流を深めていければと考えています。

ネットワーク会員の皆様、お忙しいとは存じますが、万障繰り合わせのうえご参加いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

~ TOPIC ~

### P A S ネット権利擁護セミナーの開催

P A S ネットでは、平成18年9月14日に第2回「よくわかる権利擁護講座」を開催いたします。今回のテーマは「どうする!? 消費者被害にあった時 ~ 消費者被害からあなたを守る方法 ~」です。法律職、福祉職各1名ずつを講師に迎えて、Q & A形式のわかりやすい、入門的な講座となっております。また皆様からのご質問にもお答えします。対象は、主にサービス利用者ご本人とご家族の方、としています。ご興味のある方はどうぞ気軽にご参加ください。

お申し込みはPASネットまでお願いします。

**< PASネット権利擁護セミナー >**

第2回 平成18年9月14日(木) 10:30~12:00

テーマ:「どうする!?消費者被害にあった時」  
~消費者被害からあなたを守る方法~

講師:司法書士 梅崎 文彦さん(梅崎司法書士事務所)  
社会福祉士 馬場 明日美(PASネット)

場所:西宮市総合福祉センター内

参加費:1講座につき1,000円

定員:50名(申込先着順)

\*第3回は10月12日(木) 10:30~12:00

テーマ 「どうする?後見人の選び方」  
~親族後見と第三者後見~

講師 司法書士:梅崎 文彦さん  
社会福祉士:河合 由紀子さん(NPO法人わ・輪・Wa尼崎)

申し込み・お問合せは、PASネット(0798-22-7551)まで  
お願いします。

**~あとがき~**

7月の宮城県「エール」に続き、8月は岐阜県「東濃成年後見センター」へ研修に行  
って参りました。実は9月、10月も全国各地の権利擁護団体との交流が予定されてお  
り、今年はどんどんと横のつながりが広がる年のようです。各地域で難しい支援に取り  
組んでいる様子や、またPASと同じような悩みを抱えているのを聞くと、そうそう、  
そうなのよー、と妙な連帯感が生まれて、とても力強く感じます。そしてPASネット  
もまだまだ頑張らなくっちゃ、暑さにのびている場合ではないぞ、と気合が入って3日  
くらい?は持ちます。さて、次の研修先はどこかなあ?牛タン、味噌カツ、ときたので、  
次の希望はやっぱり海の幸でしょう。沿岸地域の権利擁護団体のみなさま、是非交流を  
持ちましょう。ご連絡をお待ちしていまーす。(BB)

## 今日の空 明日の風

～ 「支援」としての権利擁護 ～

上田 晴男

権利擁護支援の形成は、当然ですが支援を必要とするご本人の状況や状態の理解と意思確認を基本として行います。

しかし、現実の相談支援活動では、ともすれば「相談者」を中心とした支援になりがちです。もちろん相談者はご本人の支援ニーズを代弁される重要な役割を持っています。そのため、関係性にもよりますが、その後の支援のキーパーソンにもなります。

その反面、相談者とご本人に利害対立がある場合や相談者が自らの立場や利益を優先する意図のある場合(例えば、相談者が相続等に絡んでいる場合、施設等の福祉サービス提供事業者や医療機関からの相談では利用料・医療費等を滞納しているためにその回収が目的となってしまう場合、行政関係を含めた相談窓口が困難事案を一方的に押し付けようとする場合等があります)等、複雑な関係性のある場合も多いようです。

ところが、こうした場合も基本的にはご本人に一定程度の支援ニーズがある場合が多いので、やはり何らかの対応が必要といえます。但し、この場合には必ず相談者がご本人の支援に一定程度の協力をしていただくこと

が前提となります。(キーパーソンとしての役割は難しい(或いは避けたほうが良い)としても、ご本人が必要とする支援に何らかの役割があるので支援の輪に入っていただくことが基本と考えられます。

PASネットでは、相談者がご本人で無い場合は、依頼に対してすぐに直接的な支援(例えば後見人等の候補者の紹介等)を行うことはほとんどありません。まずは、ご本人にお会いして直接確認することから始めます。ご本人からのご相談の場合も、客観的な状況の確認は行います。これらのことは、ご本人や相談者を信用していないからではなく、適切な支援を行うためのアセスメントと言えます。このアセスメントに基づき、具体的な支援計画を立案します。

こうしたプロセスの中で、少なくともご本人、相談者、PASネットの関係が形成されます。その中で、具体的な支援ニーズにより、ご本人や相談者が関わっている関係機関等に事情をお聞きしたり、支援の協力をお願いしたりします。また同様に関係する行政機関や民間の支援センター等の社会資源にも支援の要請を行います。こうして支援に必要なメンバーを一つずつ確保しながら支援の輪を形成していきます。もちろん、この中に法的な支援を担う法律家や社会福祉士(PASネットのスタッフを含めて)等の専門職もいます。今回は専門職との関係についてです。